

# 岐阜市北部地区産業廃棄物 不法投棄事案の記録



岐阜市

## はじめに

岐阜市は、緑豊かな金華山と、清らかな水をたたえる長良川に象徴される美しい自然に恵まれた都市であり、私たち市民は、この環境を享受しながら生活を営んできました。

しかし、平成16年3月に市北部の椿洞地内において、産業廃棄物処理業者の事業場に岐阜県警察の強制捜査が入り、産業廃棄物の大規模な不法投棄が発覚したことから、市民の皆様には不安を与え、ご心配をお掛けすることになりました。

人と自然が共生する豊かな環境都市の実現を目指す岐阜市において、このような事態を招いたことは誠に遺憾であり、環境行政の信頼を損ねたことについて、深くお詫び申し上げます。

市は、この事態を産業廃棄物不法投棄事案と位置付け、直ちに発生原因を検証するとともに、「迅速」、「情報公開」、「行政と市民との協働」を三つの原則として、解決に向けた対策の検討を進めました。

検証の結果、行政対応にいくつかの原因があったことが指摘されたことから、これまでの行政対応を真摯に反省するとともに、二度とこのような事案を発生させないためにアクションプランを策定し、全職員が一丸となって再発防止に取り組んでまいりました。

また、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づいて「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画」を策定し、国の支援をいただきながら事業を実施し、生活環境保全上の支障又は支障のおそれとなる廃棄物を取り除くことができました。

当初は、現場周辺の住民の皆様をはじめとして、全量撤去という強い要望もありましたが、本事案に係る情報を積極的に公開し、市民の皆様と協働して事業を進めた結果、事業費を抑えながらも安全で効果的な事業を実施できたものと考えております。

今後は、現場及び現場周辺の状況を把握するために、当面の間、モニタリング調査等を実施してまいります。

最後に、事業の完了までにお力添えをいただきました関係各位にお礼を申し上げますとともに、事業の実施にあたり、ご理解をいただきました現場周辺4地区の自治会連合会をはじめとした市民の皆様には心から感謝申し上げます。

平成26年3月

岐阜市長 **細江茂光**

## はじめに

## 第1章 事案の概要と経緯 ..... 1

## 第1節 事案の概要

- 1 事案の名称
- 2 現場の所在地
- 3 現場において業を行っていた者
- 4 不適正処理の内容

## 第2節 強制捜査までの経緯

- 1 事業開始
- 2 事業開始期の対応
- 3 不適正処理の始まり
- 4 不適正処理の拡大

## 第3節 事業者に対する処分等

- 1 許可の取消
- 2 処罰

## 第2章 事案の解決に向けた三原則による取組 ..... 8

## 第1節 迅速

- 1 迅速な対応

## 第2節 情報公開

- 1 積極的な情報公開

## 第3節 行政と市民との協働

- 1 市民との協働による取組
- 2 現場周辺4地区の活動

## 第3章 不法投棄に対する行政対応の検証、処分、再発防止策

..... 16

## 第1節 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会による検証

- 1 委員会設置の目的
- 2 調査方法
- 3 報告

## 第2節 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会による検証

- 1 委員会設置の目的
- 2 検証方法
- 3 検証結果

4	報告	
5	検証結果に基づく市としての検討結果等	
第3節	再発防止策の策定	
1	再発防止の取組	
第4章	不法投棄対策案の策定	28
第1節	汚染状況等の調査	
1	調査実施	
2	調査結果	
第2節	岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会による検討と提言	
1	委員会設置の目的	
2	検討状況	
3	検討委員会からの提言	
第3節	岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部による基本方針の決定	
1	基本方針決定までの経緯	
2	今後の対策に係る基本方針	
第4節	支障除去等に関する調査と技術専門会議の検討と提言	
1	廃棄物層内部での発熱状況に係る調査の実施	
2	消火等支障除去対策の検討及び提言	
第5節	特定支障除去等事業実施計画の策定	
1	本事案に係る実施計画策定の経緯	
2	本事案に係る実施計画の概要	
第6節	特定支障除去等事業において実施する計画	
1	特定支障除去等事業における処理の方法	
2	監視体制及び安全対策	
3	事業完了時の措置	
第5章	支障除去対策の実施	56
第1節	特定支障除去等事業の実施	
1	本事案における対策の概要	
2	実施した対策の詳細	
第2節	モニタリング調査の実施	
1	事業実施以前からのモニタリング調査	
2	事業実施中のモニタリング調査	
第3節	特定支障除去等事業の完了	

- 1 事業完了後の現場の状況
- 2 事業に要した費用と国からの支援
- 3 事業完了時点における廃棄物の掘削量と搬出量
- 4 岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案技術評価検討委員会の設置

#### 第4節 特定支障除去等事業完了後の対応

- 1 特定支障除去等事業完了後のモニタリング調査等

## 第6章 善商及びその他の者に対する措置 …………… 79

### 第1節 善商等に対する措置

- 1 許可の取消等
- 2 措置命令の発出等

### 第2節 その他の者に対する措置

- 1 廃棄物処理法の改正
- 2 廃棄物処理法の規定に基づく公告
- 3 排出事業者に対する措置
- 4 土地所有者に係る調査等

### 第3節 費用の請求と回収

- 1 債権の種類
- 2 善商等に対する請求と回収
- 3 関連会社に対する請求と回収
- 4 排出事業者に対する請求と回収
- 5 費用回収の取組強化

## 第7章 全国における産業廃棄物不法投棄等への取組 …………… 96

### 第1節 全国的な状況と環境省による取組

- 1 産業廃棄物不法投棄防止への取組
- 2 循環型社会形成への取組

### 第2節 都道府県等による支障除去等への取組

- 1 産廃特措法に基づく支障除去等事業への取組
- 2 事業を実施する自治体間の連携

おわりに

## 事案の経緯（年表）

### [資料] DVD

- ・ホームページに掲載された調査結果、会議等の配布資料・会議録
- ・現場見学会に使用した工事作業動画

本文中における法律の名称等について

本文中における法律の名称等について

○法律の名称、実施計画

※本文中の法令の条文は当時のものによる

- ・「廃棄物処理法」  
= 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)
- ・「産廃特措法」  
= 「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」(平成 15 年法律第 98 号)
- ・「実施計画」  
= 「特定支障除去等事業実施計画」

○岐阜市の部署の名称

※本文中の部署は当時のものによる

(平成 19 年 4 月 1 日に地方自治法が改正)

- ・「助役」は、現在「副市長」

(平成 20 年 4 月 1 日に組織機構を変更)

- ・「市民健康部」は、現在「健康部」
- ・「人・自然共生部」は、現在「自然共生部」
- ・「人・自然共生部水・大気環境室」は、現在「自然共生部自然環境課」
- ・「環境事業部産業廃棄物特別対策室」は、現在「環境事業部産業廃棄物特別対策課」
- ・「環境事業部産業廃棄物指導室」は、現在「環境事業部産業廃棄物指導課」

○委員会の名称、委員の肩書等

※委員の敬称は省略、所属及び職名等は委嘱当時

- ・「対策本部」  
= 「岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部」
- ・「実態調査委員会」  
= 「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会」
- ・「検証委員会」  
= 「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会」
- ・「検討委員会」  
= 「岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会」
- ・「情報公開検討委員会」  
= 「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題に係る情報公開検討委員会」

- ・「技術専門会議」  
= 「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る消火等支障除去対策に関する技術専門会議」
- ・「技術評価検討委員会」  
= 「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案技術評価検討委員会」
- ・「費用回収委員会」  
= 「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案費用回収対策委員会」
- ・「推進協議会」  
= 「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄現場対策推進協議会」

○本文中の用語

- ・「排出事業者」  
= その事業活動に伴い岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る産業廃棄物を生じた事業者のこと。
- ・「排出事業者等」  
= 排出事業者及びそれに係る収集・運搬業者のこと。廃棄物処理法第19条の6における「排出事業者等」とは異なる。